

議題：第18号

平成31年度 甲府市武田氏館跡歴史館の

臨時開館日について

1 臨時開館日

本年、お盆期間中の8月13日から8月16日は、その前後の祝日を含めると大型連休となり、8月13日（火）の開館の有無について問合せが多数寄せられている状況である。こうしたことから帰省者等に歴史館への誘客を図るため休館日である8月13日（火）を臨時に開館する。

なお、開館時間は、変更無く午前9時から午後5時までとする。

臨時開館日：令和元年8月13日（火）

議題：第18号（参考資料）

○甲府市武田氏館跡歴史館条例

平成30年9月21日

条例第24号

（設置）

第1条 国史跡武田氏館跡に関する資料の収集、保存、展示等により、その有する歴史的・文化的価値に対する市民の理解を深め、もって市の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、甲府市武田氏館跡歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 歴史館の位置は、甲府市大手三丁目1番14号とする。

（施設）

第3条 歴史館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 総合案内
- (2) 常設展示室
- (3) 特別展示室
- (4) 学習室
- (5) 茶室

（管理）

第4条 歴史館は、教育委員会が管理運営する。

（事業）

第5条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために必要な事業

（休館日及び開館時間）

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - (2) 12月29日から同月31日まで
- 2 前項第1号に規定する休館日は、1月1日から同月3日まで及び4月29日から5月5日までの日を除く日において、これに該当する日とする。
 - 3 歴史館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、歴史館を臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

議題：第18号（参考資料）

（入館の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 施設、展示資料等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、歴史館の管理上必要な指示に従わないとき。

（観覧料）

第8条 歴史館の入館者（特別展示室を観覧する者に限る。）は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

（観覧料の減免）

第9条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料の不還付）

第10条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第11条 故意又は過失により歴史館の施設、展示資料等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成31年教委規則第2号で平成31年4月5日から施行）

別表（第8条関係）

区分		金額
一般	個人	300円
	団体（1人につき）	240円
高校生以下		無料

備考 団体は、20人以上の場合とする。